

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明書（60条証明書）の交付申請書類チェックシート

- ※ 証明書の交付申請にあたっては、事前に湖南省住宅課へ相談ください。
- ※ 添付図書の要不要については、湖南省開発許可の取り扱い基準P48を参照ください。
- ※ 本チェックリストにチェックのうえ、申請書に添えて提出してください。
- ※ 一度発行した証明書の差し替えは不可のため、必要な場合は再度申請してください。（手数料の減免なし）

	図書名	チェック事項	申請者 レ	市 レ
1	交付請求書 指定様式（様式28）	申請日については、担当職員の確認を受けてから記入すること。（不足書類等がないことを確認してから、職員の面前で記入いただきます。）		
		所在地、地目は登記事項証明書に準じ、書ききれない場合は別紙に明記すること。		
		敷地面積は、小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで明記すること。（道路後退部分を含む）		
		建築物等の用途は、具体的に明記すること。（例：自己居住用一戸建住宅、自動車車庫、倉庫等）		
		延べ面積は、小数点3位以下切り捨て、小数点2位まで明記すること。		
		都市計画法該当条項は、該当するすべての条項を明記すること。		
2	計画説明書	事業の目的、利用および管理形態、適用除外になる理由を明記すること。		
		建築を行う土地の所有者および除去する既存建築物の所有者が別にいる場合は、その行為に対する同意がある旨を明記すること。		
		自己用住宅の場合は、現住居についての取り扱いを明記すること。		
3	建築物敷地調書 指定様式（様式29）	主要用途欄は敷地全体の用途を明記すること。		
		敷地の変遷欄は最終的な値について、交付請求書の数値と整合させること。（実測値）		
		土地・建物の規模（面積）の増減を記入し、合計を算出すること。		
		欄外の注に記載されている事項について、漏れがないか確認のこと。		
4	位置図	縮尺は1/25,000および1/2,500とし、区域を赤色に着色すること。		
5	現況図	縮尺1/500以上とし方位、開発区域、建設敷地境界（赤線）を明記すること。		
		既設建築物がある場合は、建築物を明示の上、建築確認番号を明記すること。		
		土地の地番、地目、建築基準法上の道路種別を明記すること。		
		除去物についても明記すること。		
6	横断面図	縮尺1/100以上。（敷地の地ならしを伴わない場合は不要）		
		隣地との境界を赤色で明記すること。		
7	土地利用計画図 兼 流末排水経路図 （配置図）	縮尺1/500以上とし、方位、開発区域、建築敷地境界（赤線）、工区界、排水方向（青矢印）、予定建築物等の敷地の形状および配置を明記すること。（道路後退のある場合は後退部分を明示すること。）		
		建築面積、延べ面積、構造、最高高さを明記すること。		
		造成行為および土砂の搬出入が一切ない旨を明記すること。		
		前面道路幅員を明記すること。		
		建築基準法上の道路種別を明記すること。		
		他法令等（道路法、河川法）において施工される構造物の位置、形状、寸法を明記すること。（法令等の名称、許可番号、許可年月日も明記）		

	図書名	チェック事項	申請者 レ	市 レ
8	建築平面図・立面図	縮尺1/100以上。		
		各階の平面図および2面以上の立面図を添付すること。		
		建築面積、延べ面積、構造を明記すること。		
		建築物の最高高さを明記すること。		
9	土地の登記事項証明書	既にその敷地での60条証明を取得済の場合は省略可。		
		発行後3か月以内のもの。		
10	字限図	既にその敷地での60条証明を取得済の場合は省略可。		
		開発区域を緑色、里道は赤色、水路は青色に着色のこと。		
		申請地の地番、地目、所有者名を明記すること。（複数枚の場合は、合成図を作成のこと）		
		転写年月日（3か月以内）および転写者名の署名または明記すること。		
		字限図が所在する法務局名を明記のこと。		
11	求積図	縮尺1/500以上とし、外周長（辺長）を明記すること。		
		敷地を増設する場合は増加部分を別に算定し、小数点3位以下切り捨て、小数点2位まで明記すること。		
		道路後退がある場合は、後退前後の求積図を添付すること。		
12	農林漁業従事者である旨の証明書	3か月以内のもの。（必要により添付）		
13	農地転用許可書の写し	3か月以内のもの。（必要により添付）		
14	現住居の処分方法、利用計画書	現住居以外の敷地で農家住宅を新築する場合。（必要により添付）		
15	現況写真	既存建築物、申請区域が判断でき、二方向以上から撮影のこと。		
		今回、申請建物の建築場所が分かる写真を含むこと。		
		撮影した写真の箇所および向きを地図上（現況図と併用可）で示すこと。		
		カラー写真でサービス版以上であること。		
		敷地境界線を赤色で明記すること。		
16	建築物の使用説明書、法令等に基づく施設の設置根拠および法人等の位置付けのわかる図書、補助金等の交付要領等	許可不要の公益施設の新築時に必要。（設置および管理条例の写し）		
17	委任状	様式は任意で可。（委任者の押印は必須）		
		委任者が複数の場合は、すべての委任者が明記されていること。		
		受任者の住所、氏名、電話番号を明記すること。		
		委任事項の内容に漏れがないこと。		
18	その他 （必要に応じて）	従前の60条証明通知の写し		
		開発許可証、検査済証の写し		
		建築確認関係書類の写し		
		建築時の登記事項証明書		
		航空写真、他法令の許認可証、罹災証明書等		
19	留意事項	作成図面には作成者を明記のこと。		
		申請書類・図面等は各項目において、1枚の用紙でまとめること。（異なる申請書類・図面の併記は避けること。）		
		申請書類一式は正・副各1部ずつ提出し、順番に並べて提出すること。		